国立大学法人東京外国語大学アジア ・アフリカ言語文化研究所における 教員の任期に関する規程

> (平成17年6月20日 規則第35号)

改正 平成19年 3月 8日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所(以下「研究所」という。)における教員の任期に関し、必要な事項を定める。

(教育研究組識及び職種)

第2条 任期を定めて採用する教員の職等は、別表のとおりとする。

(同意)

- 第3条 採用に際しては、文書により、採用される者の同意を得なければならない。 (周知)
- 第4条 この規程を定め、または改正したときは、東京外国語大学学報等により、広く周知を図るものとする。

附 則

この規程は、平成17年6月20日から施行し、平成17年6月20日以降に新たに別表に掲げる職に採用する者から適用する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

任期付とする職		任期	再任に関する事項	備考
教育研究組織	対象職員	工物	丹仁に関する事項	/# ~5
研究所	助教	5年	再任不可	法第4条第1項第2号